

# ぐるり日光感謝券利用店舗募集要項

令和5年7月

(一社) 日光市観光協会

## 1. ぐるり日光感謝券導入の目的

ふるさと納税制度を活用した当協会発行の「ぐるり日光感謝券（地域限定の商品券）」を活用し、納税者が日光市を訪れた際には、市内での食事、宿泊、レジャー、地場製品の購入などで感謝券を使用いただき、地域経済の活性化を図ることを目的とします。

## 2. ぐるり日光感謝券とは

ふるさと納税の返礼品としての地域商品券であり、日光市観光協会（以下、「当協会」という。）と協定した参加店での食事や宿泊、レジャー、アクティビティ、タクシー等にも利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や物産店等も参加店として、ふるさと納税制度を活用し、集客につなげることが可能となります。

## 3. 納税申込から支払いまでの流れ

- ① 納税者がふるさと納税ポータルサイトを通じて、日光市へ寄付
- ② 返礼品としてぐるり日光感謝券を希望した納税者に対し発行、送付
- ③ 納税者が日光市を訪れた際に、納税者が参加店での購入等に使用
- ④ 納税者が参加店に対し、感謝券で対価を支払い
- ⑤ 参加店は当協会に対し、月末締めのご感謝券取引金額から手数料を引いた額を利用されたふるさと納税感謝券を添付し請求
- ⑥ 当協会は、受け取った請求書の内容を確認し、30日以内に参加店に対し、請求額を支払い

## 4. 参加の要件

ぐるり日光感謝券へ参加を希望する事業者（以下「参加希望者」という。）は、参加申込時点で、下記の要件を全て満たすこと。

- ① 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- ② 日光市内に店舗（飲食店、宿泊施設、物品販売店、体験施設、その他必要と求められる店舗）で、当協会の会員である法人・団体又は個人事業主であること。
- ③ 暴力団員等又は暴力団密接関係者ではないこと（日光市暴力団排除条例第6条参照）
- ④ 公序良俗に反する営業店舗ではないこと。

※ただし、上記の要件を満たしている場合でも、総合的に判断して、当協会が参加店として適当ではないと認めた場合には、登録できません。

## 5. 対象商品の要件

参加店が感謝券使用の対象商品として扱うことができる商品は次のものとする。

- ・ 宿泊施設
  - ① 宿泊に伴う費用 ② 飲食に伴う費用
  - ※ 土産品に伴う費用は対象外
  
- ・ 観光施設（アクティビティ施設）
  - ① 入場に伴う費用 ② 体験に伴う費用 ③ 飲食に伴う費用
  - ※ 土産品に伴う費用は対象外
  
- ・ 飲食店
  - ① 飲食に伴う費用
  - ※ 土産品に伴う費用は対象外
  
- ・ 交通事業者
  - ① 市内移動に関する費用
  - ※ 市外発着の移動に関する費用は対象外

なお、対象商品は下表「返礼品対象分類表」に示された商品に該当しないこと

ア 金銭類似性の高いもの	プリペイドカード、商品券、電子マネー、ポイント・マイル、通信料金等及びそれに類するもの
イ 資産性の高いもの	電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等及びそれに類するもの
ウ 総務省より個別に指摘を受けたもの	総務省より個別に返礼品の見直し要請があったもの

## 6. 募集期間

参加店の募集は、随時受け付けます。

ただし、令和5年7月31日（月）までに申込があったものについては、寄付受付開始の際、参加店として掲載できるものとします。

8月1日以降の申込につきましては、HP等に随時掲載いたします。

## 7. 参加申込方法

参加希望者は、下記書類またはデータ（PDF）を事務局までお送りください。

- ・ 様式第1号「ぐるり日光感謝券事業者登録シート」
- ・ 店舗や代表的な商品・サービスの写真（5枚以内を電子メールでお送りください）  
（写真データについては、紹介用HPまたは冊子にて使用予定）

#### 留意点

- ・ 提出書類は、参加を希望する店舗ごとに提出すること。  
(1事業者で複数店舗営業している場合は店舗ごとにご記入ください。)
- ・ 申込書類は返却されません。

### 8. 利用方法

- (1) 参加店舗において、納税者が感謝券を店舗側で利用した際には、額面通りの金額として決済すること。
- (2) 感謝券の金額が不足する場合には、現金またはその他の支払方法で決済を実施すること。

#### 注意事項

- ・ 感謝券は紙のものとなります。
- ・ 感謝券の金額以下のサービスは、行わないでください。
- ・ 宿泊施設で使用する場合は、納税者には事前に電話等にて直接宿泊施設に予約をし、使用するよう指導します。(OTAなど旅行会社を通しての決済は使用できないことも通知します)
- ・ 感謝券の有効期限は発行年度から1年後の年度末とします。  
例) 令和5年12月に発行、令和7年3月31日までの使用。

### 9. 参加店の責務

参加店は、次に定める事項を遵守してください。

- (1) 当協会及び参加店の相互協力により、日光市のPRに取り組んでいることを常に意識することとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 納税者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応することとともに、万が一対象商品が原因で納税者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容に変更が生じた場合には、速やかに事務局へ連絡すること。
- (4) 申込内容に疑義が生じた場合、当協会が調査を必要と判断したときは、速やかに情報開示をすることとともに、指示があった事項について適切に対応すること。
- (5) 参加店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

## 10. 参加の取り消しについて

参加店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その参加を取り消す。

- ① 参加店が営業を終了したとき
- ② 参加要件に該当しなくなったとき
- ③ 虚偽の申請により参加登録を受けたとき
- ④ 前項第4項の規定による調査を正当な理由なく拒否し、または指示に従わなかったとき
- ⑤ 法令に違反するなど参加店として適切でないと認められるとき

## 11. 感謝券の清算について

- (1) 参加店は、感謝券取引金額を毎月末日で締め、締め日の15日後までに下記手数料を引いた請求書（様式は任意）により当協会に請求すること。

手数料：宿泊施設 利用金額の10%

その他施設 利用金額の5%

※宿泊施設において、日帰りでの利用があった場合は5%とする。

例)

宿泊施設の場合、10,000円利用の場合、 $10,000円 \times 90\% = 9,000円$ の請求

その他施設の場合、10,000円利用の場合、 $10,000円 \times 95\% = 9,500円$ の請求

- (2) 前項の支払請求書の内容が適切と認められる場合は、請求日から30日以内に当協会から参加店に対し請求金を支払います。

## 12. お問い合わせ先

(一社)日光市観光協会 総務課 担当：福田、八木澤、清水

住所：〒321-1261 日光市今市 717-1

電話：0288-22-1525 FAX：0288-25-3347

メールアドレス：[somu@nikko-kankou.org](mailto:somu@nikko-kankou.org)